

## 独立行政法人都市再生機構の都市再生事業実施に係る基準

### (目的)

第1条 この基準は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が都市再生事業を実施するに当たり、社会経済情勢の変化に対応した都市構造への転換、中心市街地活性化等地域活性化に資するまちづくり又は国民が安全で安心して暮らせるまちづくり等、公の政策目的に資するもので民間のみでは実施困難なものに限定するための事業実施基準等に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 機構法 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）
- 二 都市再生事業 機構法第11条第1項第1号から第5号及び第9号の規定に基づき行う事業（委託に基づき行うものを除く。）

### (事業実施基準)

第3条 機構は、実施する都市再生事業を公の政策目的に資するもので民間のみでは実施困難なものに限定するために、次の各号に掲げるすべての事項を満たす場合にのみ事業を実施するものとする。

- 一 政策的意義を有していること
- 二 民間のみでは実施困難な要因を有していること
- 三 機構の事業採算性が確保されていること
- 四 事業実施において適切な民間誘導がなされること

### (例外的に賃貸住宅の新規供給を行う場合)

第4条 機構は、原則行わないこととされている都市再生事業の実施に伴う賃貸住宅の新規供給を例外的に行うものを賃貸住宅政策上の必要性があるものに限定するため、前条各号に掲げる事項と併せて、次の各号に掲げるすべての事項を満たす場合にのみ賃貸住宅の新規供給を行うことができるものとする。

- 一 地方公共団体の住宅政策や都市計画等において住宅の供給が必要とされており、かつ地方公共団体から当該事業地区における賃貸住宅の新規供給に係る要請等があること。
- 二 当該賃貸住宅の新規供給が、高齢者、子育て世帯等の政策的に配慮が必要な者への支援、防災性向上や環境改善等の地域の課題に対応した良質な住宅ストック形成に資するものと認められること。
- 三 機構の賃貸住宅事業として採算性が確保されていること。
- 四 賃貸住宅を新規供給しようとする民間事業者がないこと。

(事業実施基準への適合の検証)

第5条 機構は、事業実施又は事業参加の決定若しくは変更(前二条各号に掲げる事項(以下「事業実施基準」という。)の適合状況に変更がある場合に限る。)にあたり、都市再生事業が事業実施基準に適合するか検証するものとする。

(検証結果の評価等)

第6条 機構は、前条の検証結果について、直近の事業評価監視委員会に報告する。

- 2 事業評価監視委員会は、前項の検証結果の評価を行うものとする。
- 3 機構は、前項の評価結果を公表するものとする。

## 附則

(施行期日等)

第1条 この基準は、平成20年4月1日から施行するものとする。ただし、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)の閣議決定の際に計画実行中の都市再生事業並びに機構の保有する資産等の管理、建替え、譲渡等及びこれらを効率的かつ円滑に実施するために必要な事業については、この基準は適用しない。